

一般社団法人 川崎市薬剤師会 健康測定機器等貸出規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人 川崎市薬剤師会（以下「本会」という。）の健康測定機器等を貸し出すことに関し、必要な事項を定めることとする。

(貸出しの対象)

第2条 本会が貸出しを行う対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会定款第38条第2項に定める協力団体である地域薬剤師会。
- (2) 本会の会員が勤務する薬局等。
- (3) その他、本会が認めたもの。

(貸出す健康測定機器等)

第3条 本会が貸出しを行う健康測定機器等は、別表のとおりとし、健康測定機器等貸出簿（様式1）により管理する。

(貸出日数)

第4条 本会が貸出しを行う日数は、貸出日から起算し、7日間以内とする。ただし、本会が必要と認めるときは、この限りでない。

(借用の申込み)

第5条 健康測定機器等の借用を希望する団体は、借用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日から貸出し日の10日前までの間に、健康測定機器等借用申込書（様式2）を本会に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、第2条第1項第2号の薬局等は、3か月前の日の属する月の初日からとする。

(借用の承認)

第6条 本会は、前条の規定による申込みがあった場合において、その借用承認は、原則として前条第1項に定める月の初日に行い、その後は申込みの順とする。

- 2 本会は、借用を承認するときは健康測定機器等借用承認書（様式3）により、承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。
- 3 本会は、借用を承認するとき、その承認する数量を減じることができる。

(貸出しの制限)

第7条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを認めない。

- (1) 本会の行事又は事務に支障があるとき。
- (2) 健康測定機器等を損傷する恐れがあると認めたとき。
- (3) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。
- (4) 特定の宗教団体及び政党が使用するとき。
- (5) その他、本会が不適当と認めたとき。

(借用料)

第8条 借用料は、無料とする。ただし、貸出・返却に要する費用及び健康測定機器等の使用に係る消耗品等は、借用者が負担する。

(貸出期間及び返却)

第9条 貸出期間は、借用申込書記載の期間とし、貸出期間を延長する必要があるときは、借用申込書を更新して承認を受けなければならない。

2 貸出期間中の転貸は認めない。

3 貸出期間中であっても健康測定機器等の返却を求められたときは、ただちに応じなければならない。

(損害賠償等)

第10条 借用者が借り受けた健康測定機器等を滅失などした場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 借用者は、借り受けた健康測定機器等を滅失し、又はき損したときは、遅滞なくその旨及び理由を本会に報告しなければならない。

(2) 借用者は、前号の滅失又はき損がその責めに帰すべき理由によるときは、本会の指示に従いその負担において修理し、または本会が相当と認める額を弁償しなければならない。

(3) 借用者等が、借り受けた健康測定機器等により事故を起こした場合、本会はその責めを負わない。

(改廃)

第11条 この改廃は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

(施行)

1 この規則は、平成28年5月13日から施行し、6月から貸出しを行う。

(経過措置)

2 第5条に定める借用の承認は、本年6月から12月（薬局等は 9月）までの間については、本年6月1日から行うものとする。